

## 重要事項説明書

### 1. 事業者概要

事業者法人名	有限会社 愛の里
代表者名	代表取締役 吉識 順平
法人所在地	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
電話番号	0790-22-1332
FAX 番号	0790-22-1374
設立年月日	平成 14 年 9 月 12 日

### 2. 事業所の概要

事業所名称	有限会社愛の里訪問介護事業所
所在地	兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
事業所番号	2873400630
電話番号	0790-22-1332
指定年月日	平成 14 年 12 月 1 日
サービス提供地域	神崎郡内・加西市・姫路市

### 3. 事業所の職員体制等

職種	資格	人員
管理者	介護福祉士	1名以上
サービス提供責任者	介護福祉士	2名以上
訪問介護員	介護福祉士・ヘルパー2級	10名以上
事務員		1名以上

### 4. サービス提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 6:00~8:00	夜 間 18:00~22:00	深 夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

## 5. 事業の目的及び運営方針

介護保険法等の法令に従い、サービス提供地域に居住する要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる適切な指定訪問介護を提供いたします。また、ご利用者様の意思、人格を尊重し、常にご利用者様の立場にたったサービスの提供につとめます。

## 6. サービス内容と利用料金

＜サービスの内容＞

### ① 身体介護

- ・食事介助 ・・・ 食事の介助を行います。
- ・入浴介助 ・・・ 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
- ・排せつ介助 ・・・ 排せつの介助、おむつ交換を行います。

### ② 生活援助

- ・買 い 物 ・・・ 利用者の食事の用意を行います。
- ・調 理 ・・・ 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・洗 灌 ・・・ 利用者の衣類等の洗濯を行います。

＜指定訪問サービス＞

身体介護中心型	サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	
	介護サービス費	1,630	2440	3870	
上記の1時間以上1時間30分未満以降、身体介護が30分を増すごとに820円加算					
生活援助中心型	サービスに 要する時間	20分以上 45分未満		45分以上	
	サービス費	1790		2200	
身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分増すごとに+65単位(195単位を限度)				
通院等乗降介助	介護サービス費	970			
早朝加算(午前6時～午前8時)		所定単位数の25%を加算			
夜間加算(午後6時～午後10時)		所定単位数の25%を加算			

深夜加算(午後 10 時～午前 6 時)	所定単位数の 50%を加算
訪問介護初回加算	2,000
介護職員等処遇改善加算	ご利用料金の 18.2%
介護保険からの給付金額(ご利用額合計の 9 割又は 8 割、7 割)	
自己負担額(ご利用合計の 1 割又は 2 割、3 割×介護職員処遇改善加算 18.2%)	

※利用料金自己負担額…負担割合により異なります。

- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、居宅サービス計画に定められた時間又は実際のサービス提供時間を目安とします。
- ※ ご利用者様のご都合によりサービスの中止をする場合は前日までに連絡がない場合のみ実費のキャンセル料 1 回につき 1, 800 円を頂戴致します。

## 7. サービスの利用方法

### 1. サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。弊社職員がお伺いします。

ご利用者様のご様子を拝見させて頂き、契約を結び、ご希望をお伺いした後、訪問介護計画作成を作成し、サービスの提供を開始します。

- ※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### 2. サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

## 8. 秘密の保持

- ① 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者およびその従業者は、利用者及びそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医、救急隊、ご家族、支援専門員に連絡いたします。

医療機関		
主治医		
電話番号		
ご家族（続柄）	氏名	（ ）
	住所	
	電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

## 11. 記録の保管

サービス提供に関する記録については、5年間保存することとし、利用者及び家族に限り、記録の閲覧、また記録の複写の交付を受けることができます。

## 12. サービスに関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口	担当者 : 管理者またはサービス提供責任者 電話番号 : 0790-22-1332 受付時間 : 午前8時30分～午後5時30分
兵庫県国民健康保険 団体連合会窓口	電話番号 : 078-332-5617 受付時間 : 午前9時～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
福崎町役場 介護保険課	電話番号 : 0790-22-0560 受付時間 : 午前9時～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)

## 13. 虐待防止のための措置に関する事項

- ①虐待防止の為の指針を整備します。
- ②虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ③事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 14. 身体拘束の適正化

当事業所は、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないよう努める。

## 15. 感染症の予防及びまん延の防止のための対応

当事業所は、感染症発生時の業務継続ガイドラインに基づき、下記の体制を整備する。

- ① 感染症対策委員会の実施
- ② 感染症に係る指針の整備
- ③ 感染症に係る研修の実施
- ④ 感染症を想定した訓練の実施

## 16. 災害発生時の対応

当事業所は災害発生時において、サービスの提供を継続的の実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項の説明をしました。

事業者 所在地 〒679-2201

神崎郡福崎町大貫 2321-1

名 称 有限会社愛の里訪問介護事業所

代表者 代表取締役 吉識 順平 印

説明者 大寺久美子

---

私は、事業者から訪問介護について重要な事項の説明を受けました。

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

(代筆者) 氏 名 \_\_\_\_\_